

基幹統計調査の承認の状況

(令和 7 年 10 月分)

令和 7 年 11 月 27 日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	令和 8 年に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査票における説明の変更 マイナンバー制度の改正及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の改正に伴い、調査票における説明を変更 ② 調査票情報の保存責任者の変更 厚生労働省の文書管理上の取扱いに準じて、保存責任者の官職名を変更	R7.10.31

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。